

基準:監査の進め方について

JIS Q 15001 では

- ・「事業者は、個人情報保護マネジメントシステムのこの規格への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を定期的に監査しなければならない。

事業者の代表者は、公平、かつ、客観的な立場にある個人情報保護監査責任者を事業者の内部の者から指名し、監査の実施及び報告を行う責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならない。

個人情報保護監査責任者は、監査を指揮し、監査報告書を作成し、事業者の代表者に報告しなければならない。監査員の選定及び監査の実施においては、監査の客観性及び公平性を確保しなければならない。

事業者は、監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び権限を定める手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。」(3.7.2)としています。

- ・また「解説」では

「監査は、個人情報保護マネジメントシステムの整備状況及び運用状況について行う。個人情報保護監査責任者は、内部の者から指名された適任者であることが要求されるが、個人情報保護管理者と異なる者でなければならない、かつ、社外に責任をもつことができる者(例えば、役員クラス)であって、個人情報保護管理者と同格又は上席者を指名することが望ましい。監査は、事業者内部からの要員によって、又は事業者のために働くように外部から選んだ者によって実施することができる。その際、監査を実施する監査員には、力量があり、公平かつ客観的に行える立場にある者をあてる。また、監査員は、自己の所属する組織の監査をしてはならない。ただし、小規模な事業者における個人情報保護監査責任者は、監査対象となる組織との兼務もやむを得ない。

運用状況の監査に当たっては、本体の3.3.3によって講ずることとした対策を、監査項目に設定して実施するとよい。

監査報告書には、監査実施の状況のほか、問題点として把握した指摘事項と、その中で改善すべき事項について区別して示す必要がある。

この規格は、他のマネジメントシステムと異なり、事業者単位で実施されることが前提になっている。したがって、監査結果の報告は事業者の代表者に行わなければならない、改善の指示も事業者の代表者から受けなければならない。」

としています。

監査の進め方に関する詳細な記述はありません。

- ・そこで当社では

ISO 9001、ISO 14001の監査のための指針「ISO 19011 品質及び又は環境マネジメントシステム監査のための指針」を参考にします。

監査とは

「監査規準が満たされている程度を判定するために、監査証拠を収集し、それを客観的に評価するための体系的で、独立し、文書化されたプロセス」(JIS Q 19011 3.1)

評価基準、監査規準である「JIS Q 15001」が要求する監査

- ・監査部門 : 独立性の確保
- ・監査責任者: 監査、情報システム、個人情報保護、JIS Q 15001に習熟

JISQ15001が要求する監査の実施

- ・監査計画の立案、文書化、維持
 - 年間監査計画書
 - 個別監査計画書
- ・監査のポイント
 - PMSの内容がJISQ15001と一致している
 - PMSの見直しが適切に実施されている
 - 体制が整備され、必要な資源が割り当てられ、PMSが役員、従業員に周知されている

監査の進め方

- ・独立性
- ・証拠に基づくアプローチ : 記録簿等検証可能であること、ただし限られた時間で行うためサンプルで行う。

当社の監査の進め方

被監査者の文書レビュー :

- ・個人情報保護監査規則
- ・個人情報保護是正予防措置規則
- ・個別プロジェクト基準等

現地監査活動の準備

- ・年間監査計画書 : 責任者
- ・個別監査計画書 : 監査員
- ・チェックリスト : 監査員

現地監査活動の実施

- ・情報収集 : 外注先同意書等
- ・チェックリストに基づく評価 : その場に合わせた表現は適宜変える
5W1H
必要なら複数の人に質問
相手にしゃべらせる
論争や批判をしない
鑑となる基準にてらしてどの程度か
- ・レビュー、監査所見
- ・監査所見4区分 :
 - 適合
 - 適合だが改善要
 - 不適合(重大、メジャー) : JISQ15001から逸脱、軽微な不適合が複数、基準無視、期間内の是正未完
 - 不適合(軽微、マイナー) : 実施が一部不徹底、単発的・偶発的不備
- ・チェックリストに基づく評価 : その場に合わせた表現は適宜変える

監査報告書の作成、承認、被監査者への配布

- ・チーム合議 :
- ・最終会議

監査のフォローアップの実施

- ・是正処置の完了チェック :

附則

- 1．この基準は、平成 17 年 12 月 15 日から施行する。
- 2．平成 18 年 11 月 1 日に改定、施行する。
- 3．この規則を改廃する場合には、従業員の意見を聴いて行う。

以 上